

マンスリー・ヘルシートピックスのコーナーをリニューアルしました！今月から、掲載月にこだわらずに“お知らせしたい事・話題のトピック”などを紹介します。日比谷診療所・医療スタッフ（薬剤師・歯科衛生士・看護師）が、交替での投稿となります。

2015年10月は、薬剤師による投稿です。

機能性表示食品って何ですか？！

1. 機能性表示食品とは

従来、機能性を表示することができる食品は、国が個別に許可した特定保健用食品（トクホ）と、国の規格基準に適合した栄養機能食品に限られていましたが、2015年4月に、新しく【機能性表示食品】の制度が開設されました。商品の機能性を分かりやすく表示する事で、消費者が正しい情報を得て、商品を選択できます。

以下、新しい医薬品食品、および機能性表示商品の分類を表にしました。

表1 新しい医薬品食品分類

	分類	表示内容
医薬品	医薬部外品を含む	効能・効果
保健機能性食品	特定保健食品（トクホ）	保健の効果
	機能性表示食品	保健の効果
	栄養機能食品	成分の機能
一般食品	健康食品を含む	機能性表示できない

さらに、保健機能食品には、以下の表に示した違いがあります。

表 2 保健機能食品の比較

特定保健用食品	機能性表示食品	栄養機能食品
許可制	届出制	申請義務無し
国による安全性・機能性の審査あり	事業者の責任による機能表示	国の規格基準に適合した成分の表示
マークあり 	マーク無し	マーク無し

*参考：消費者庁「機能性表示食品って何？」より

2. 機能性表示食品の特徴

機能性表示食品に定められるためには、以下のように様々な規定があります。

- 国の定めるルールに基づき、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要な事項を、事前（商品販売前）に消費者庁長官に届け出る
- 疾病に罹患していない方を対象にした商品であり、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している方を含む）、および授乳婦を除く
- 生鮮食品を含め、すべての食品（一部除外あり）が対象である
- 「おなかの調子を整える」「脂肪の吸収を穏やかにする」など、特定の保健の目的が期待できる（健康の維持・増進に役立つ）という、食品の機能性を表示することができるものである
- 特定保健用食品は、国が安全性と機能性の審査を行なうが、機能性表示食品はこれらの試験を行なわないことから、安全性の確保を前提とし、科学的根拠に基づいた機能が、事業者の責任において表示される
- 消費者が誤認することなく、商品を選択できるよう、情報提供が適正な表示で行な

われる

- 機能性表示食品として届け出られた情報は消費者庁のウェブサイトで公開される

＊参考：機能性表示食品の届出情報・一覧（Excel データ参照）



<http://www.caa.go.jp/foods/index23.html#m04>

3. 機能性表示食品の表示方法

パッケージ表面に記載する項目

- ◆ 機能性表示食品である旨
- ◆ 届出番号
- ◆ 機能表示(科学的根拠に基づき、かつ消費者庁長官に届け出た旨を表示)

パッケージ裏面記載する項目

- ◆ 1 日あたりの摂取目安量を表記
- ◆ 製造者の連絡先
- ◆ 医薬品ではない等の注意書き

おわりに

機能表示食品、および保健機能食品は、医薬品ではありません。また、疾病の診断・治療・予防を目的としたものではないので、注意が必要です。したがって、疾病のある方、薬を服用されている方は、これらを購入する前に、必ず医師、薬剤師にご相談ください。

マンスリー・ヘルシートピックスの 2014 年 10 月号「薬と健康の週間について」においても、一部保健機能食品に関して掲載していますので、ご覧ください。

http://www.daiichiseimei-kenpo.or.jp/hibiyadayori/pdf/hibiya2014_10.pdf